

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

香川県小豆郡池田町

## 2 構造改革特別区域の名称

小豆島こどもセンター運営特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

香川県小豆郡池田町の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

本町は香川県の北端にある瀬戸内海の島嶼、小豆島のほぼ中央に位置し、面積 37.07 k m<sup>2</sup> 人口 5, 6 4 4 人（平成 1 5 年 4 月 1 日現在）で出生数が急激な減少傾向を示し少子高齢化の進行している過疎の「まち」である。

児童数の減少により、早くから学校統合に取り組み中学校、小学校をそれぞれ 1 校に統合し、幼児教育の再編に取りかかることとなった。

平成 9 年 3 月には「池田町幼稚園問題検討委員会」からの答申を受け、平成 1 2 年 5 月に池田町幼稚園教育振興計画「これからの池田町の幼児教育 - 幼稚園の 3 年保育と幼・保一元化 - 」を策定し、これに沿って就学前教育の再構築を進めてきたところである。

平成 1 3 年度には 5 園あった幼稚園を 2 園に統合し、3 歳児保育、保育時間の延長、預かり保育、完全給食等を実施し、保育所の入所等の実施及び運営に関する事務を教育委員会が補助的に事務処理を執行することとし、幼稚園事務と窓口の統一化を図り、同時に幼稚園教諭と保育所保育士の人事交流を実施した。

さらに平成 1 4 年度には、0 歳から 5 歳までの就学前児童を一体的に教育・保育できる施設として、旧蒲生幼稚園に池田保育所を併設した合築施設として「小豆島こどもセンター」を建築し、平成 1 5 年度より保育所の入所児の保育を開始した。

平成 1 6 年度からは、2 園の幼稚園を 1 園に統合して「小豆島こどもセンター」に移転し、幼・保一体の運営を図る予定である。

(参考)

池田町の出生数

平成5年度	38人	平成10年度	32人
平成6年度	45人	平成11年度	20人
平成7年度	34人	平成12年度	44人
平成8年度	28人	平成13年度	27人
平成9年度	38人	平成14年度	31人

5 構造改革特別区域計画の意義

幼児数の減少により、幼児が他の幼児と共に活動する機会の減少により集団での生活及び社会性を涵養することが困難となり、幼児の健全な育成を阻害する恐れがでてきている。

このような状況を解決するため、平成13年度より就学前教育の再編に取り組み、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」に基づき平成14年度に建築した幼稚園と保育所の合築施設「小豆島こどもセンター」を平成16年度より運営する計画である。

この施設に於いて、特区による幼稚園児と保育所児の合同活動が容認されれば、同一の教育・保育するカリキュラムを設定し、より多くの児童による集団での合同活動を実施という視点から、幼児の社会性及び創造性を涵養することができ、幼児の健全な育成を図ることとなり、「小豆島こどもセンター」の機能を最大限に活用することができると考えている。

また、保育所の入所等の実施及び運営に関する決定権限を教育委員会に事務委任（地方自治法第180条の2）することにより、保護者は、自らの生活実態に併せた幼稚園通常保育、幼稚園預かり保育、保育所等を選択して教育委員会のみで申請手続きが可能となり、権限の委任により教育委員会が一元的に入所・入園を決定することができ、3歳から5歳児までの就学前教育の統一が図られ事務処理の一層の効率化、簡素化が推進されることとなる。更に幼稚園教諭と保育士の人事交流、合同の研修会、幼稚園教諭及び保育士双方の資格を併有した職員の採用等を実施することによって職員の資質向上を推進することもできる。

保護者負担の面では、幼稚園の授業料と保育所の保育料の格差をなくし、保護者の生活実態に併せた保育を保護者が自ら選択できるようにすることによって、就学前教育における住民サービスの向上というメリットもある。

6 構造改革特別区域計画の目標

年々、減少していく児童を保育所、幼稚園がそれぞれ別々に少ない人数で保育・教育するのではなく、年齢に応じた同一のカリキュラムにより幼保合築施設「小豆島こどもセンター」において幼稚園児と保育所児を合同で保育・教育をすることにより、集団における社会性や創造性を育み、幼児の健全な育成を図る。さらに保育所入所及び運営等の保育の実施に関する決定権限を教育委員会に事務委任（地方自治法第180条の2）することにより、入所入園等の決定に関する事務処理の簡素化及び効率化を図り、保育内容の統一、職員の資質向上等を推進し、住民サービスの向上に努める。

また、この施設を利用した「池田町子育て支援センター」を設置し、指導員を配置し、区域内の子育てをしている保護者等からの育児について相談や指導、子育て支援等の事業を予定している。

今後は、特区の導入により、実現可能となった幼保一体の運営をさらに推進すると共に少子化に対応した色々の子育て関連事業にも取り組み、池田町の就学前教育・保育の拠点として整備充実に努め、安心して子育てのできるまちづくりを目指し、地域の活性化を図っていくことを目標に取り組む。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

合同保育をすることによって、より多くの幼児の集団ができ、「遊び」等の活動をとおして幼児の集団生活による社会性や創造性が育まれるとともに、0歳から5歳児までを一貫して保育することによって、異年齢関係が生まれ、思いやり、いたわりの精神も養われてくる。

特区における、「幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業」及び「保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業」の特定事業の実施により、幼児数は減少傾向であるが、平成16年度では3歳児35名、4歳児29名、5歳児40名の児童が対象となり約100名、平成17年度では約95名、平成18年度では約95名の幼児の合同保育・教育をすることができると見込んでいる。

このことによって保護者は、幼稚園通常保育、幼稚園預かり保育、保育所等の子育ての選択肢が広がるとともに、幼稚園、保育所の双方の長所を取り入れて参加しやすい行事等を統一的に計画することによって、安心して子育てをする地域性が生まれ、女性の社会進出が容易なものとするように判断している。

職員については、合同保育をすることによって幼稚園職員と保育所職員が切磋琢磨して、幼児に接し、きめ細やかな保育・教育をする場が生まれることで、幼児の心身の発達を十分に促すことが可能である。

また、「保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業」により、保育所事務を教育委員会に委任することによって、保護者は保育所入所及び幼稚園入園を選択し、教育委員会のみ申請すればよく、教育委員会が一元的に入所・入園の決定を行う

ため、事務の効率化・簡素化が図られる。

職員採用においても幼稚園教諭と保育士の双方の資格を併有した職員を採用することにより、資質向上を図ることができ、新たな保育・教育活動が展開されることとなる。

## 8 特定事業の名称

幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（807）

保育所における保育所児および幼稚園児の合同活動事業（914）

保育の実施にかかる事務の教育委員会への委任事業（916）

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### （1）池田町子育て支援センターの開設（補助事業）

「小豆島こどもセンター」を特別区域内（池田町全域）における就学前教育と地域の子育ての拠点として位置付けをしたい。

平成16年度からは「池田町子育て支援センター」を開設し、子育て指導員を配置し、幼稚園児、保育所児、家庭で保育をしている児童を含めた0歳から5歳までのすべての就学前児童における育児不安に対する相談や指導、子育てサークル等の支援などを推進する考えである。

### （2）幼稚園教諭免許及び保育士資格の取得援助（町単独事業）

現在、職員の中には、保育士資格、幼稚園教諭の免許だけしか持っていない職員が16名中4名いるので、双方の資格を所有してもらうため、その資格取得を希望する職員には、その費用の一部を町が援助する。

この施策の推進により、3歳、4歳、5歳児の合同保育活動がよりきめ細かいものとすることができる。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

番号： 807

名称： 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

「小豆島こどもセンター」

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

### 4 特定事業の内容

主体	池田町
区域	池田町の全域
実施期間	平成16年4月1日～
整備される施設	「小豆島こどもセンター」

### 5 当該規制の特例措置の内容

#### 特例措置の必要性

本町は、昭和45年には、212人の幼稚園児数が平成7年には103人まで減少し、高齢化率32.7%で少子高齢化が急激な早さで進行している「過疎のまち」である。

特に近年、出生数においては、昭和52年に79人であった出生数が平成2年には56人、平成7年には36人にまで急激な減少傾向を示している。

このような状況の中、幼児教育に危機感を感じた本町においては、平成9年3月に「池田町幼稚園問題検討委員会」よりの答申を受け、平成12年5月に池田町幼稚園教育振興計画「これからの池田町の幼児教育 - 幼稚園の3年保育と幼・保の一元化 - 」を策定し、就学前教育の再編に取り組んできた。

平成13年3月までは、池田、蒲生、中山、二生、三都の5幼稚園で運営されてきたが、幼児数の減少により、5園のうち4園までが複式学級となったため、平成13年4月にこれまで5園で運営してきたのを、池田幼稚園、二生幼稚園の2幼稚園に統合し、保育時間の延長、3歳児保育、預かり保育、完全給食等の諸事業を実施し、併せて保育所入所等の実施及び運営に関する事務を教育委員会が補助的に事務処理を執行することとして幼稚園事務との窓口の統一化を図り、同時に幼稚園教諭と保育所保育士の人事交流を実施した。

平成14年度には、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」に基づいて町立蒲生幼稚園に町立池田保育所を併設した合築施設「小豆島こどもセンター」と

して改築した。平成15年4月に町立池田保育所を移転し運営、平成16年度には町立池田幼稚園、町立二生幼稚園を1園に統合し「こどもセンター」に移転することで幼・保一元化を図る予定である。

このことによって、0歳児から5歳児までの一環した就学前教育が可能となり、異年齢間におけるいたわりや思いやりの精神を養われる。特に3歳児から5歳児においては、幼稚園児と保育所児が同一保育カリキュラムにより、学級定員の範囲内で合同保育をすることによって集団生活による社会性、創造性を涵養し幼児の健全な発達を助長しようとするものである。

更に、保護者には、幼稚園通常保育、幼稚園預かり保育、保育所等のメニューを提示することができ、保護者が各自の生活実態に合わせた保育の選択できるメリットが生まれ、就学前教育における住民サービスの向上を図れると考えている。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

番号： 914

名称： 保育所における保育所児及び幼稚園児等の合同活動事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

「小豆島こどもセンター」

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

### 4 特定事業の内容

主体	池田町
区域	池田町の全域
実施期間	平成16年4月1日～
整備される施設	「小豆島こどもセンター」

### 5 当該規制の特例措置の内容

#### 特例措置の必要性

本町は、昭和45年には、212人の幼稚園児数が平成7年には103人まで減少し、高齢化率32.7%で少子高齢化が急激な早さで進行している「過疎のまち」である。

特に近年、出生数においては、昭和52年に79人であった出生数が平成2年には56人、平成7年には36人にまで急激な減少傾向を示している。

このような状況の中、幼児教育に危機感を感じた本町においては、平成9年3月に「池田町幼稚園問題検討委員会」よりの答申を受け、平成12年5月に池田町幼稚園教育振興計画「これからの池田町の幼児教育 - 幼稚園の3年保育と幼・保の一元化 - 」を策定し、就学前教育の再編に取り組んできた。

平成13年3月までは、池田、蒲生、中山、二生、三都の5幼稚園で運営されてきたが、幼児数の減少により、5園のうち4園までが複式学級となったため、平成13年4月にこれまで5園で運営してきたのを、池田幼稚園、二生幼稚園の2幼稚園に統合し、保育時間の延長、3歳児保育、預かり保育、完全給食等の諸事業を実施し、併せて保育所入所等の実施及び運営に関する事務を教育委員会が補助的に事務処理を執行することとして幼稚園事務との窓口の統一化を図り、同時に幼稚園教諭と保育所保育士の人事交流を実施した。

平成14年度には、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」に基づいて町立蒲生幼稚園に町立池田保育所を併設した合築施設「小豆島こどもセンター」と

して改築した。平成15年4月に町立池田保育所を移転し運営、平成16年度には町立池田幼稚園、町立二生幼稚園を1園に統合し「こどもセンター」に移転することで幼・保一元化を図る予定である。

このことによって、0歳児から5歳児までの一環した就学前教育・保育が可能となり、異年齢間におけるいたわりや思いやりの精神を養われる。特に3歳児から5歳児においては、保育士資格と幼稚園教諭の双方の資格を所持した職員により、幼稚園児と保育所児が同一の保育カリキュラムにより、定員の範囲内で合同保育をすることにより集団生活による社会性、創造性を涵養し幼児の健全な発達を助長しようとするものである。

更に、保護者には、幼稚園通常保育、幼稚園預かり保育、保育所等のメニューを提示することができ、保護者が各自の生活実態に合わせた保育の選択できるメリットが生まれ、就学前教育における住民サービスの向上を図れると考えている。

「小豆島こどもセンター」の運営については、保育所保育指針（平成11年児発第799号）と幼稚園教育要領（学校教育法施行規則第76条）に沿った「小豆島こどもセンター保育計画」を策定しており、これに沿って0歳児から5歳児まで一環した保育をする。保育室の利用についても、幼稚園施設と保育所施設を一体的に考えて平成16年度については、3歳児の対象者が35名で、児童福祉施設最低基準の面積は幼児1人につき1.98㎡と定められており、必要面積は69.3㎡であるので幼稚園施設2保育室77.0㎡に配置し、4歳児については対象者が29名であり、保育所施設保育室58.17㎡に配置、5歳児においては対象者が40名であるので幼稚園施設の3保育室101㎡に配置を予定してはいるが、入所・入園者が決定してから幼稚園設置基準と児童福祉施設最低基準に沿って配置する予定である。

職員配置については、それぞれ年齢別に2名の配置を予定しており、現在、教諭と保育士をあわせて22名の職員がおり、19名が双方の資格を併有しているので、幼稚園、保育所の兼務辞令を発令する予定である。



## 別紙

### 1 特定事業の名称

番号： 916

名称： 保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

池田町

池田町教育委員会

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

### 4 特定事業の内容

主体 池田町

区域 池田町の全域

実施期間 平成16年4月1日～

整備される施設 「小豆島こどもセンター」

委任する事務の範囲 保育の実施にかかる事務（保育所の入所決定、保育所の定員を超えた場合の入所選考、保育所入所申込の勧奨、保育所の状況等情報提供）のすべて

### 5 当該規制の特例措置の内容

#### 特例措置の必要性

本町は、昭和45年には、212人の幼稚園児数が平成7年には103人まで減少し、高齢化率32.7%で少子高齢化が急激な早さで進行している「過疎のまち」である。

特に近年、出生数においては、昭和52年に79人であった出生数が平成2年には56人、平成7年には36人にまで急激な減少傾向を示している。

このような状況の中、幼児教育に危機感を感じた本町においては、平成9年3月に「池田町幼稚園問題検討委員会」よりの答申を受け、平成12年5月に池田町幼稚園教育振興計画「これからの池田町の幼児教育 - 幼稚園の3年保育と幼・保の一元化 - 」を策定し、就学前教育の再編成に取り組んできた。

平成13年3月までは、池田、蒲生、中山、二生、三都の5幼稚園で運営されてきたが、幼児数の減少により、5園のうち4園までが複式学級となったため、平成13年4月にこれまで5園で運営してきたのを、池田幼稚園、二生幼稚園の2幼稚園に統合し、保育時間の延長、3歳児保育、預かり保育、完全給食等の諸事業を実施し、併せて保育所入所等の実施及び運営に関する事務を教育委員会が補助的に事務処理を執行することとし幼稚園事務との窓口の統一化を図った。

また、幼児の発育面では、幼稚園児も保育所児も区別することなく、県総合事務所、児童相談所、保健所等と連携をとり、町保健師の協力により相談、指導を受けることにより幼児の適正な発育を促すことができるようにした。同時に幼稚園教諭と保育所保育士の人事交流を実施した。

さらに、上記関係機関との連携のもと、地方自治法第180条の2に定められた範囲で保育の実施に関する全ての決定権限を教育委員会に事務委任することにより、幼稚園と保育所を合わせた就学前教育の情報提供、勧奨をすることができ、保護者は入所・入園申請に必要な就業証明、収入証明等の添付書類を民生委員・児童委員等をお願いし、入所・入園を自らの生活実態に併せて幼稚園通常保育、幼稚園預かり保育、保育所等の保育方法を選択し、教育委員会のみで申請手続きが可能となり、権限の委任により教育委員会で入所・入園の選考、決定ができるので事務の簡素化、効率化を図ることができる。

施設運営においては、保育所保育指針（平成11年児発第799号）と幼稚園教育要領（学校教育法施行規則第76条）に沿ったカリキュラム「小豆島こどもセンター保育計画」を策定することが可能となり、その計画に沿って0歳児から5歳児までの幼稚園児も保育所児も区別することなく同じカリキュラムによる保育・教育が受けられるようになり、同年齢児の保育・教育の内容が入所・入園する施設による格差をなくすことができる。

また、幼稚園教諭・保育士等の人事交流、合同研修会が容易になり、両施設の状況を把握しながら双方の資格を併有する職員の採用等の実施が可能となり、職員は保育士と幼稚園教諭の兼務辞令を交付することにより保育所の保育と幼稚園教育を一体的に考えることができ、職員同士が切磋琢磨することによって保育・教育に対する資質の向上にもなると考えられる。